

# 太陽光発電事業の実施に係る関係法令等の手引き

令和3年6月

京都府

# 目次

No.	関係法令（条例を含む）の名称	ページ
1	廃棄物の処理および清掃に関する法律	3
2	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	4
3	土壌汚染対策法	5
4	国土利用計画法	6
5	海岸法	7
6	河川法	8
7	急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律	9
8	砂防法	11
9	地滑り等防止法	12
10	景観法 関連基準：京都市太陽光パネルの景観に関する基準及び手続	16
11	都市計画法	17
12	建築基準法	18
13	宅地造成法	19
14	港湾法	20
15	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	21
16	農業振興地域の整備に関する法律	22
17	農地法	23
18	森林法（京都府豊かな緑を守る条例を含む）	24
19	災害からの安全な京都づくり条例	25
20	文化財保護法	26

# 目次

No.	関係法令（条例を含む）の名称	ページ
21	参考：各市町村の関連条例・規制等	27
22	参考：八幡市 八幡市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例	30
23	参考：木津川市 木津川市における太陽光発電設備に関する条例	31
24	参考：南山城村 南山城村太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例	32
25	参考：亀岡市 太陽光発電の設置及び管理に関する条例	33
26	参考：京丹波町 京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例	34
27	参考：南丹市 南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例	35

※その他環境影響評価法、騒音規制法、振動規制法、消防法、自然公園法等記載のない法令による規制の対象となる可能性があります。

- 対象 廃棄物が地中にある土地の形質変更
- 内容 環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続
- 該当条項 第15条の19
- 届出期限 当該土地の形質の変更に着手する日の30日前
- 届出者 「指定区域」として指定を受けた土地の形質の変更をしようとする者
- 届出先 京都府の保健所または京都市
- 京都府HP <http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/>
- 京都府  
問合せ先 府民環境部循環型社会推進課 075-414-4717

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ご相談窓口		
市町村名	窓口	TEL
京都市	京都市環境政策局 循環型社会推進部廃棄物指導課	075-366-1394
向日市	京都府乙訓保健所 環境衛生課(環境係)	075-933-1341
長岡京市		
大山崎町		
宇治市	京都府山城北保健所 環境課(廃棄物対策係)	0774-21-2913
城陽市		
久御山町		
八幡市		
京田辺市		
井手町		
宇治田原町	京都府山城南保健所 環境衛生課(環境係)	0774-72-4303
木津川市		
笠置町		
和束町		
精華町		
南山城村	京都府南丹保健所 環境衛生課(環境係)	0771-62-4755
亀岡市		
南丹市		
京丹波町	京都府中丹西保健所 環境衛生課(環境係)	0773-22-6383
福知山市		
舞鶴市	京都府中丹東保健所 環境衛生課(環境係)	0773-75-1156
綾部市		
宮津市	京都府丹後保健所 環境衛生課(環境係)	0772-62-1361
京丹後市		
伊根町		
与謝野町		

**埋立基準に適合しない土砂等を用いた埋立て等を一律禁止**

- 該当条項 第9条1項

**大規模埋立の事前許可制**

- 対象 3,000㎡以上の土地の埋立て等
- 内容 事前に京都府知事等の許可を受けることを義務づけ
- 該当条項 第10条1項
- 申請者 土地の埋立等を行おうとする者
- 申請先 京都府の保健所

京都府HP <https://www.pref.kyoto.jp/sanpai/1254731283875.html>

京都府問合せ先 府民環境部循環型社会推進課 075-414-4228

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 ご相談窓口		
市町村名	窓口	TEL
京都市※	京都市域は、府条例対象外	—
向日市	京都府乙訓保健所 環境衛生課(環境係)	075-933-1341
長岡京市		
大山崎町		
宇治市		
城陽市※	京都府山城北保健所 環境課(廃棄物対策係)	0774-21-2913
久御山町		
八幡市※		
京田辺市※		
井手町※		
宇治田原町※	京都府山城南保健所 環境衛生課(環境係)	0774-72-4303
木津川市		
笠置町		
和束町※		
精華町		
南山城村※	京都府南丹保健所 環境衛生課(環境係)	0771-62-4755
亀岡市※		
南丹市※		
京丹波町	京都府中丹西保健所 環境衛生課(環境係)	0773-22-6383
福知山市	京都府中丹東保健所 環境衛生課(環境係)	0773-75-1156
舞鶴市	京都府丹後保健所 環境衛生課(環境係)	0772-62-1361
綾部市		
宮津市		
京丹後市		
伊根町		
与謝野町		

※別途市町村による条例の規制対象となる可能性があります。

- 対象 3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を行う場合（ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている土地の場合は900m<sup>2</sup>以上）
- 内容 土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更の届出  
※土壌汚染のおそれがあると認められる場合には、土壌汚染状況調査が必要。
- 届出期限 土地の形質変更に着手する30日前まで
- 該当条項 第4条第1項
- 届出者 土地の形質の変更をしようとする者（※土地の所有者の同意書が必要）
- 届出先 京都府の保健所又は京都市の土壌汚染対策法担当課
- 京都府HP <https://www.pref.kyoto.jp/suishitu/dojyou.html>
- 京都府  
問合せ先 府民環境部環境管理課

土壌汚染対策法 ご相談窓口		
市町村名	窓口	TEL
京都市	京都市環境政策局 環境企画部環境指導課	075-222-3955
向日市	京都府乙訓保健所 環境衛生課 環境係	075-933-1341
長岡京市		
大山崎町		
宇治市	京都府山城北保健所 環境課 環境推進係	0774-21-2913
城陽市		
久御山町		
八幡市		
京田辺市		
井手町		
宇治田原町		
木津川市	京都府山城南保健所 環境衛生課 環境係	0774-72-4303
笠置町		
和束町		
精華町		
南山城村	京都府南丹保健所 環境衛生課 環境係	0771-62-4755
亀岡市		
南丹市		
京丹波町	京都府中丹西保健所 環境衛生課 環境係	0773-22-6383
福知山市		
舞鶴市	京都府中丹東保健所 環境衛生課 環境係	0773-75-1156
綾部市		
宮津市	京都府丹後保健所 環境衛生課 環境係	0772-62-1361
京丹後市		
伊根町		
与謝野町		

- 対象 右記の面積以上の土地の取引
 

市街化区域 2,000㎡以上
市街化調整区域 5,000㎡以上
都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上
- 内容 国土利用計画法に基づく土地売買等の届出
- 該当条項 第23条
- 届出期限 契約（予約を含む）締結日から2週間以内 ※契約締結日を含む
- 届出者 土地の権利取得者(売買の場合であれば買主)
- 届出先 土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課
- 京都府HP <https://www.pref.kyoto.jp/youchi/tochi2.html>
- 京都府  
問合せ先 建設交通部用地課 TEL:075-414-4388

国土利用計画法 ご相談窓口				
市町村名	窓口	TEL		
京都市	京都市行財政局資産活用推進室国土利用計画法担当窓口	075-222-3281		
向日市	京都府建設交通部用地課	075-414-4388		
長岡京市				
大山崎町				
宇治市				
城陽市				
久御山町				
八幡市				
京田辺市				
井手町				
宇治田原町				
木津川市	京都府山城広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	0774-21-2049		
笠置町				
和束町				
精華町				
南山城村				
亀岡市				
南丹市			京都府南丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	0771-24-8430
京丹波町				
福知山市				
舞鶴市			京都府中丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	0773-62-2031
綾部市				
宮津市				
京丹後市	京都府丹後広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	0772-62-4300		
伊根町				
与謝野町				

- 対象
  - ①海岸保全区域を占有する必要がある場合
  - ②一般公共海岸を占有する必要がある場合
- 内容
  - ①海岸保全区域の占有及び工作物の新築等の許可
  - ②一般公共海岸の占有及び工作物の新築等の許可
- 該当条項
  - ①第7条、第8条
  - ②第37条の4、第37条の5
- 申請者
 

海岸保全区域又は一般公共海岸を占有しようとする者
- 申請先
 

京都府中丹東、丹後土木事務所施設保全課
- 京都府HP
 

<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto/navi/procInfo.do?fromAction=1&govCode=26000&keyWord=139&procCode=678>
- 京都府  
問合せ先
 

建設交通部河川課 TEL:075-414-5284

## 海岸法 ご相談窓口

市町村名	窓口	TEL
舞鶴市	京都府中丹東土木事務所 施設保全課	0773-42-8764
宮津市	京都府丹後土木事務所 施設保全課	0772-22-3245
京丹後市		
伊根町		
与謝野町		



- 対象 河川保全区域内における土地の掘さく、盛土、切土、その他土地の形状を変更する行為  
河川保全区域内における工作物の新築、改築  
(鴨川・高野川については、京都府鴨川条例に基づく規制もあり)
- 内容 河川法に基づく工作物の新築棟の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可
- 該当条項 第24条、第26条、第27条
- 申請者 河川保全区域内の土地の掘さく、盛土、切土、その他土地の形状を変更しようとする者  
河川保全区域内において工作物の新築、改築をしようとする者
- 申請先 京都府各土木事務所施設保全課
- 京都府HP [https://www.pref.kyoto.jp/kyotodoboku/c\\_info\\_04.html](https://www.pref.kyoto.jp/kyotodoboku/c_info_04.html)  
[https://www.pref.kyoto.jp/kyotodoboku/d\\_qa04.html](https://www.pref.kyoto.jp/kyotodoboku/d_qa04.html)
- 京都府  
問合せ先 建設交通部河川課 TEL:075-414-5284

河川法 ご相談窓口		
市町村名	窓口	TEL
京都市	京都府京都土木事務所 施設保全課	075-701-0102
向日市	京都府乙訓土木事務所 施設保全課	075-931-2157
長岡京市		
大山崎町		
宇治市	京都府山城北土木事務所 施設保全課	0774-62-0325
城陽市		
久御山町		
八幡市		
京田辺市		
井手町		
宇治田原町	京都府山城南土木事務所 施設保全課	0774-72-9686
木津川市		
笠置町		
和束町		
精華町		
南山城村	京都府南丹土木事務所 施設保全課	0771-62-0320
亀岡市		
南丹市		
京丹波町	京都府中丹西土木事務所 施設保全課	0773-22-5116
福知山市		
舞鶴市	京都府中丹東土木事務所 施設保全課	0773-42-8764
綾部市		
宮津市	京都府丹後土木事務所 施設保全課	0772-22-3245
京丹後市		
伊根町		
与謝野町		

- 対象 急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域内における下記の該当条項に規定する制限行為
- 内容 急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可
- 該当条項 第7条
- 申請者 急傾斜地崩壊危険区域内において制限行為等をしようとする者
- 申請先 京都府各土木事務所施設保全課
- 京都府HP <https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/navi/procInfo.do?fromAction=2&govCode=26000&keyWord=7&procCode=1649>
- 京都府  
問合せ先 建設交通部砂防課 TEL:075-414-5313

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ご相談窓口

市町村名	窓口	TEL
京都市	京都府京都土木事務所 施設保全課	075-701-0102
向日市	京都府乙訓土木事務所 施設保全課	075-931-2157
長岡京市		
大山崎町		
宇治市	京都府山城北土木事務所 施設保全課	0774-62-0714
城陽市		
久御山町		
八幡市		
京田辺市		
井手町		
宇治田原町	京都府山城南土木事務所 施設保全課	0774-72-9686
木津川市		
笠置町		
和束町		
精華町		
南山城村	京都府南丹土木事務所 施設保全課	0771-62-0320
亀岡市		
南丹市		
京丹波町	京都府中丹西土木事務所 施設保全課	0773-22-5116
福知山市	京都府中丹東土木事務所 施設保全課	0773-42-8764
舞鶴市		
綾部市	京都府丹後土木事務所 施設保全課	0772-22-3245
宮津市		
京丹後市		
伊根町		
与謝野町		

- 対象 砂防指定地
- 内容 砂防指定地において都道府県知事が一定の行為を禁止し、又は制限することができる旨の規定
- 該当条項 第4条
- 京都府  
問合せ先 建設交通部砂防課 TEL:075-414-5313

- 条例名 砂防指定地における禁止行為及び制限行為に関する条例

- 内容 砂防指定地において治水上砂防のため禁止し、又は制限する行為を規定
- 該当条項 第3条
- 京都府HP [http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki\\_honbun/a300RG00001538.html](http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a300RG00001538.html)
- 京都府  
問合せ先 建設交通部砂防課 TEL:075-414-5313

- 規則名 砂防指定地管理規則
- 対象 砂防指定地における下記の該当条項に規定する制限行為
- 内容 砂防指定地における行為の許可
- 該当条項 第4条
- 申請者 砂防指定地において制限行為をしようとする者
- 申請先 京都府各土木事務所施設保全課
- 京都府HP <https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/navi/procInfo.do?fromAction=2&govCode=26000&keyWord=11&procCode=1647>
- 京都府  
問合せ先 建設交通部砂防課 TEL:075-414-5313

砂防法 ご相談窓口		
市町村名	窓口	TEL
京都市	京都府京都土木事務所 施設保全課	075-701-0102
向日市	京都府乙訓土木事務所 施設保全課	075-931-2157
長岡京市		
大山崎町		
宇治市	京都府山城北土木事務所 施設保全課	0774-62-0714
城陽市		
久御山町		
八幡市		
京田辺市		
井手町		
宇治田原町	京都府山城南土木事務所 施設保全課	0774-72-9686
木津川市		
笠置町		
和束町		
精華町		
南山城村	京都府南丹土木事務所 施設保全課	0771-62-0320
亀岡市		
南丹市		
京丹波町	京都府中丹西土木事務所 施設保全課	0773-22-5116
福知山市	京都府中丹東土木事務所 施設保全課	0773-42-8764
舞鶴市		
綾部市		
宮津市	京都府丹後土木事務所 施設保全課	0772-22-3245
京丹後市		
伊根町		
与謝野町		

- 対象 地すべり防止区域における下記の該当条項に規定する制限行為
- 内容 地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域内における行為の許可
- 該当条項 第18条
- 申請者 地すべり防止区域において制限行為をしようとする者
- 申請先 京都府各土木事務所施設保全課
- 京都府HP <https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/navi/procInfo.do?fromAction=4&govCode=26000&keyWord=%E5%9C%B0%E3%81%99%E3%81%B9%E3%82%8A&procCode=1648>
- 京都府  
問合せ先 建設交通部砂防課 TEL:075-414-5313

## 地すべり等防止法 ご相談窓口

市町村名	窓口	TEL
京都市	京都府京都土木事務所 施設保全課	075-701-0102
向日市	京都府乙訓土木事務所 施設保全課	075-931-2157
長岡京市		
大山崎町		
宇治市	京都府山城北土木事務所 施設保全課	0774-62-0714
城陽市		
久御山町		
八幡市		
京田辺市		
井手町		
宇治田原町	京都府山城南土木事務所 施設保全課	0774-72-9686
木津川市		
笠置町		
和束町		
精華町		
南山城村	京都府南丹土木事務所 施設保全課	0771-62-0320
亀岡市		
南丹市		
京丹波町	京都府中丹西土木事務所 施設保全課	0773-22-5116
福知山市		
舞鶴市	京都府中丹東土木事務所 施設保全課	0773-42-8764
綾部市		
宮津市	京都府丹後土木事務所 施設保全課	0772-22-3245
京丹後市		
伊根町		
与謝野町		

- 対象 景観計画区域内における建築物若しくは工作物の新築等又は一定規模以上の開発行為
- 内容 景観区域における行為の届出
- 該当条項 第16条
- 届出期限 工事着工の30日前まで  
変更命令等について判断が必要な場合は最大90日前まで
- 届出者 景観区域において行為をしようとする者
- 届出先 天橋立周辺地域景観計画：次頁参照  
関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画：  
商工労働観光部文化学術研究都市推進課
- 京都府HP <http://www.pref.kyoto.jp/hashidate-model/documents/1226986199604.pdf>  
<https://www.pref.kyoto.jp/bunkaga/documents/manualh28.pdf>
- 京都府  
問合せ先 建設交通部都市計画課 TEL:075-414-5326  
商工労働観光部文化学術研究都市推進課（関西文化学術研究都市（京都府域））  
TEL:075-414-5196

景観法 ご相談窓口		
市町村名	窓口	TEL
京都市	京都市都市景観部景観政策課	075-222-3397
向日市	向日市建設部 都市計画課	075-931-1111
長岡京市	長岡京市建設交通部都市計画課	075-955-9521
大山崎町	京都府建設交通部都市計画課	075-414-5326
宇治市	宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課	0774-20-8918
城陽市	京都府建設交通部都市計画課	075-414-5326
久御山町		
八幡市		
京田辺市	京都府商工労働観光部文化学術研究都市推進課	075-414-5196
井手町	京都府建設交通部都市計画課	075-414-5326
宇治田原町		
木津川市	京都府商工労働観光部文化学術研究都市推進課	075-414-5196
笠置町	京都府建設交通部都市計画課	075-414-5326
和束町	和束町地域力推進課	0774-78-3002
精華町	京都府商工労働観光部文化学術研究都市推進課	075-414-5196
南山城村	南山城村産業観光課	0743-93-0105
亀岡市	亀岡市まちづくり推進部都市計画課	0771-25-5046
南丹市	南丹市地域振興部地域振興課	0771-68-0019
京丹波町	京都府建設交通部都市計画課	075-414-5326
福知山市	福知山市建設交通部都市・交通課	0773-24-7051
舞鶴市	京都府建設交通部都市計画課	075-414-5326
綾部市		
宮津市	宮津市建設部都市住宅課都市景観係	0772-45-1630
京丹後市	京都府建設交通部都市計画課	075-414-5326
伊根町	伊根町企画観光課	0772-32-0502
与謝野町	京都府丹後土木事務所 企画調整課	0772-22-2143

景観法に関する届出先については、行為の対象となる場所及び行為の種類により下表のとおり異なります。

### 1 建築物・工作物

	宮津市域	与謝野町域
自然公園区域外	<景観法に基づく届出> 宮津市役所	<景観法に基づく届出> 京都府丹後土木事務所
自然公園区域内 (特別地域)	<自然公園法に基づく許可> 京都府丹後土木事務所 (事前相談は宮津市役所)	<自然公園法に基づく許可> 京都府丹後土木事務所
自然公園区域内 (普通地域)	<景観法に基づく届出> 宮津市役所	<景観法に基づく届出> 京都府丹後土木事務所
自然公園法に基づく届出と 自然公園法に基づく届出の 両方の手続が必要)	<自然公園法に基づく届出> 京都府丹後土木事務所 (事前相談は宮津市役所)	<自然公園法に基づく届出> 京都府丹後土木事務所 京都府丹後土木事務所

### 2 開発行為・土地の形質の変更・木竹の伐採・物件の堆積 水面の埋立て・特定照明

	宮津市域	与謝野町域
自然公園区域外	<景観法に基づく届出> 宮津市役所	<景観法に基づく届出> 京都府丹後土木事務所
自然公園区域内 (特別地域)	<景観法に基づく届出> 宮津市役所	<景観法に基づく届出> 京都府丹後土木事務所
景観法に基づく届出と 自然公園法に基づく許可の 両方の手続が必要(注)	<自然公園法に基づく許可> 京都府丹後土木事務所 (事前相談は宮津市役所)	<自然公園法に基づく許可> 京都府丹後土木事務所
自然公園区域内 (普通地域)	<景観法に基づく届出> 宮津市役所	<景観法に基づく届出> 京都府丹後土木事務所
景観法に基づく届出と 自然公園法に基づく届出の 両方の手続が必要(注)	<自然公園法に基づく届出> 京都府丹後土木事務所 (事前相談は宮津市役所)	<自然公園法に基づく届出> 京都府丹後土木事務所

## ■京都市太陽光パネルの景観に関する基準及び手続

### (1) 景観規制区域の確認

京都市の景観規制区域の確認は「都市計画地図」で確認  
「京都市都市計画情報等検索ポータルサイト」  
<http://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/cityplanning/portal/>

### (2) 景観規制の確認

景観規制区域が、「太陽光パネルの景観に関する運用基準」で色分けしているエリアのどこに該当するかを確認

### (3) 設置基準（勾配屋根の場合）

#### ①共通基準

設置される場所によって基準は異なりますが、共通基準として以下の項目があります。

1. 太陽光パネルの色は黒、濃い灰色、濃紺色（彩度2以下のもの）とする
2. 配管及び配線等の色は、目立たないように屋根や外壁の色と合わせる
3. 太陽光パネルの最上部は建築物の棟の高さを超えず、屋根面に密着させる
4. 太陽光パネルの枠の色は黒又は濃い灰色とする
5. 屋根面とパネルに隙間ができる場合は、軒先に黒色のカバーを設置する

#### ②地区別基準

道路などの公共用空地等から見える場合は、規制エリアによって、詳細基準を設けています。  
詳細、次ページ参照

### (4) 問合せ先

京都市については景観規制区域によって、必要な手続きや問合せ先が異なります。

#### 京都市 景観手続の窓口及び問い合わせ先について

美観地区・美観形成地区、建造物修景地区	都市計画局 都市景観部 景観政策課 都市デザイン担当 (075-222-3474)
風致地区、歴史的風土特別保存地区	都市計画局 都市景観部 風致保全課 (075-222-3475)
伝統的建造物群保存地区	都市計画局 都市景観部 景観政策課 (075-222-3397)
眺望空間保全区域、近景デザイン保全区域、 遠景デザイン保全区域	都市計画局 都市景観部 景観政策課 都市デザイン担当 (075-222-3474)  都市計画局 都市景観部 風致保全課 (075-222-3475)
地域景観づくり協議地区	都市計画局 都市景観部 景観政策課 (075-222-3397)



## 太陽光パネルの景観に関する運用基準の概要

【勾配屋根に設置する場合】

**共通基準**（青、水色、緑、黄、赤のエリアに共通する基準）

○パネルの色（枠も含む）は、黒、濃い灰色又は濃紺色（青みの強いものは除く）としてください

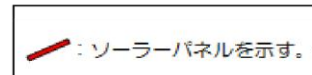
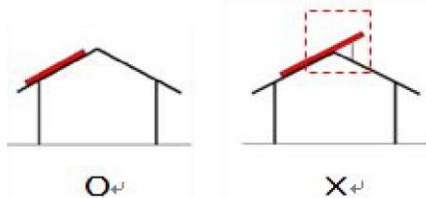
○パネルは、建築物の棟を超えず、屋根面に密着させてください。



○



×



規制エリア		太陽光パネルの基準の概要
外 制 景 区 域 規	白の エリア	○制限はありません。景観手続きは不要です。
一 般 地 域	青の エリア	○共通基準のみ。 ※水色のエリアでは、①建物の高さが10m以下の専用住宅 ②高さ10m以下かつ延べ面積200㎡以下の建物 は手続き不要です。
景 観 的 な 配 慮 を 求 め る 地 域	緑の エリア	○共通基準にくわえて、道路や公園等から見える場合は、パネルを形よくまとめ、 屋根の形にあわせて配置してください。 
継 承 す る 地 域	黄の エリア	○共通基準にくわえて、道路や公園等から見える場合は、瓦に近い幅のパネルを 屋根の形にあわせて、段状に設置してください。  日本瓦の上に乗せるタイプ パネル自体で屋根を葺くタイプも可能 (風致地区を除く)
歴 史 的 な 景 観 等 を 保 存 す る 地 域	赤の エリア	○設置できません。ただし、道路や公園等から見えない場合は共通基準で設置できます。
	紫の エリア	○設置できません。(伝統的建造物群保存地区及び歴史的風土特別保存地区)

※ 陸屋根に設置する場合、道路や公園等から見えない高さや配置とするなど、建築物から突出しない工夫を行ってください。

○ 青、緑、黄、赤のエリアで、太陽光パネルを設置される場合、事前に景観手続きが必要です。

手続きなど、詳しくは、

都市計画局景観政策課都市デザイン担当（222-3474）風致保全課（222-3475）

までお問い合わせください。

- 対象 都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為（建築物の建築又は特定工作物の建設を目的とする土地の区画形質の変更）  
  
※太陽光発電施設及びその付属施設が建築物に当たらない場合等については、開発行為に該当せず、都市計画法第29条の開発許可は不要です。
- 内容 都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為の許可
- 該当条項 第29条
- 申請者 都市計画区域又は準都市計画区域において開発行為をしようとする者
- 申請先 各区域を所管する京都府各土木事務所建築住宅課、京都市開発指導課、亀岡市都市計画課
- 京都府HP <https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/1282271323016.html>
- 京都府  
問合せ先 建設交通部建築指導課 TEL:075-414-5347

都市計画法 ご相談窓口				
市町村名	窓口	TEL		
京都市	京都市 開発指導課	075-222-3558		
向日市	京都府乙訓土木事務所 建築住宅課	075-931-2478		
長岡京市				
大山崎町				
宇治市				
城陽市	京都府山城北土木事務所 建築住宅課開発指導係	0774-62-0624		
久御山町				
八幡市				
京田辺市				
井手町				
宇治田原町				
木津川市	京都府山城南土木事務所 建築住宅課	0774-72-9521		
笠置町				
和束町				
精華町				
南山城村	京都府丹後土木事務所 建築住宅課	0772-22-2703		
亀岡市			亀岡市 都市計画課	0771-25-5047
南丹市			京都府南丹土木事務所 建築住宅課	0771-62-0364
京丹波町			京都府中丹西土木事務所 建築住宅課	0773-22-5144
福知山市			京都府中丹東土木事務所 建築住宅課	0773-42-8785
舞鶴市				
綾部市				
宮津市				
京丹後市				
伊根町				
与謝野町				

- 対象  
 土地に自立して設置する太陽光発電設備、建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備を設ける場合
  - ・ 建築物に該当しないもの = メンテナンスを除いて架台下の空間に人が入らず、かつ、架台下の空間を屋内的用途に供さないもの
  - ・ 工作物に該当しないもの = 電気事業法等他法令により十分な安全性が確保されるもの
- 内容  
 建築基準法に規定する「建築物」、「建築設備」、「工作物」に該当する建設設備を設ける場合の確認申請
- 該当条項  
 第6条、第87条の4、第88条等
- 届出者  
 建設設備を設けようとする建築主、設置者、築造主
- 届出先  
 京都市、宇治市：各市建築基準法担当課  
 京都市、宇治市を除く各区域：各土木事務所建築住宅課
- 京都府HP  
<https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/1208828127360.html>
- 京都府  
 問合せ先  
 建設交通部建築指導課 TEL:075-414-5348

建築基準法 ご相談窓口		
市町村名	窓口	TEL
京都市	京都市 建築審査課	075-222-3616
向日市	京都府乙訓土木事務所 建築住宅課	075-931-2478
長岡京市		
大山崎町		
宇治市	宇治市 建築指導課	0774-20-8794
城陽市	京都府山城北土木事務所 建築住宅課建築係	0774-62-2246
久御山町		
八幡市		
京田辺市		
井手町		
宇治田原町	京都府山城南土木事務所 建築住宅課	0774-72-9521
木津川市		
笠置町		
和束町		
精華町		
南山城村	京都府南丹土木事務所 建築住宅課	0771-62-0364
亀岡市		
南丹市		
京丹波町	京都府中丹西土木事務所 建築住宅課	0773-22-5144
福知山市		
舞鶴市	京都府中丹東土木事務所 建築住宅課	0773-42-8785
綾部市		
宮津市	京都府丹後土木事務所 建築住宅課	0772-22-2703
京丹後市		
伊根町		
与謝野町		

宅地造成工事規制区域内<sup>※1</sup>において行われる宅地造成に関する工事<sup>※2</sup>

※1 京都府内では、京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市に対象区域あり

※2 「宅地造成に関する工事」とは、「宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更であって、次のいずれかに該当するものをいう。

■対象

- ① 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2 mを超える崖を生じることとなるもの
- ② 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1 mを超える崖を生じることとなるもの
- ③ 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1 m以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2 mを超える崖を生じることとなるもの
- ④ ①～③のいずれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500㎡を超えるもの

■内容

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可

■該当条項

第8条

■申請者

造成主（宅地造成工事規制区域内において、自ら宅地造成に関する工事を行う者又はその工事の発注者）

■申請先

各区域を所管する京都府各土木事務所建築住宅課、京都市開発指導課

■京都府HP

<https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/takuzo.html>

■京都府  
問合せ先

建設交通部建築指導課 TEL:075-414-5347

宅地造成等規制法 ご相談窓口		
市町村名	窓口	TEL
京都市	京都市 開発指導課	075-222-3558
向日市	京都府乙訓土木事務所 建築住宅課	075-931-2478
長岡京市		
大山崎町		
宇治市	京都府山城北土木事務所 建築住宅課開発指導係	0774-62-0624
城陽市		
八幡市		
京田辺市		

- 対象 港湾区域(港湾隣接地域)内の工事等
- 内容 ①港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用の許可  
②臨港地区内における行為の届出
- 該当条項 ①第37条  
②第38条の2
- 申請・届出期限 ①許可を受けようとする30日前まで  
②工事等を開始しようとする60日前まで
- 申請・届出者 港湾区域(港湾隣接地域)内で工事等を行おうとする方
- 申請・届出先 舞鶴港：港湾局港湾施設課  
宮津港、久美浜港：丹後土木事務所施設保全課
- 京都府HP <https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/navi/procInfo.do?fromAction=4&govCode=26000&keyWord=%E6%B8%AF%E6%B9%BE&procCode=722>
- 京都府  
問合せ先 申請・届出先と同じ

## 港湾法 ご相談窓口

場所	窓口	TEL
舞鶴港	京都府港湾局港湾施設課	0773-75-1174
宮津港 久美浜港	京都府丹後土木事務所 施設保全課	0772-22-3245

- 対象 水面の埋立・干拓、立木竹の伐採、工作物の設置  
立木竹以外の植物の採取・損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲・殺傷、動物の卵の採取・損傷（農林漁業を営むために行うものを除く）等
- 内容 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可
- 京都府HP <https://www.pref.kyoto.jp/choujyu/gakujujyutsuhokakukyoka.html>
- 京都府  
問合せ先 農林水産部農村振興課

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ご相談窓口		
市町村名	窓口	TEL
京都市	京都府農林水産部農村振興課	075-414-5022
向日市	京都府農林水産部京都林務事務所	075-451-5724
長岡京市		
大山崎町		
宇治市		
城陽市	京都府山城広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課	0774-21-3212
久御山町		
八幡市		
京田辺市		
井手町		
宇治田原町		
木津川市		
笠置町		
和束町		
精華町		
南山城村	京都府南丹広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課	0771-22-0426
亀岡市		
南丹市		
京丹波町	京都府中丹広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課	0773-62-2593
福知山市		
舞鶴市		
綾部市	京都府丹後広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課	0772-62-4315
宮津市		
京丹後市		
伊根町		
与謝野町		

- 対象 農用区域における開発、農用区域の変更
- 内容 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用区域内における開発許可の申請手続き  
農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続き（農用区域からの除外手続き）
- 該当条項 第13条 第15条の2
- 届出先 各市町村
- 京都府HP <https://www.pref.kyoto.jp/farmland/1332909578263.html>
- 京都府  
問合せ先 農林水産部経営支援・担い手育成課 075-414-4902  
山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 0774-21-3211  
南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 0771-22-0133  
中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 0773-62-2508  
丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 0772-62-4315

農業振興地域の整備に関する法律 ご相談窓口

市町村名	窓口	TEL
京都市	京都市産業観光局農林振興室農林企画課	075-222-3351
向日市	向日市環境経済部産業振興課	075-931-1111
長岡京市	長岡京市環境経済部農林振興課	075-955-9514
大山崎町	大山崎町環境事業部経済環境課	075-956-2101
宇治市	宇治市産業地域振興部農林茶業課	0774-20-8723
城陽市	城陽市まちづくり活性部農政課	0774-56-4005
久御山町	久御山町事業建設部産業課	075-631-9964
八幡市	八幡市環境経済部農業振興課	075-983-2703
京田辺市	京田辺市経済環境部農政課	0774-64-1362
井手町	井手町産業環境課	0774-82-6168
宇治田原町	宇治田原町産業観光課	0774-88-6638
木津川市	木津川市マチオモイ部農政課	0774-75-1220
笠置町	笠置町建設産業課	0743-95-2301
和束町	和束町農村振興課	0774-78-3008
精華町	精華町事業部産業振興課	0774-95-1903
南山城村	南山城村産業観光課	0743-93-0105
亀岡市	亀岡市産業観光部農林振興課	0771-25-5036
南丹市	南丹市農林商工部農業推進課	0771-68-0060
京丹波町	京丹波町農林振興課	0771-82-3808
福知山市	福知山市産業政策部農林業振興課	0773-24-7044
舞鶴市	舞鶴市産業振興部農林課	0773-66-1023
綾部市	綾部市農林商工部農林課	0773-42-4266
宮津市	宮津市産業経済部農林水産課	0772-45-1626
京丹後市	京丹後市農林水産部農業振興課	0772-69-0410
伊根町	伊根町地域整備課	0772-32-0505
与謝野町	与謝野町農林課	0772-43-9023

- 対象 農地を転用（農地以外のものにする）する場合又は農地を転用するため権利の移転等を行う場合
- 内容 農地法に基づく農地転用許可の申請手続き
- 該当条項 第4条、第5条
- 申請者 農地を転用する者又は農地を転用するため権利の移転等を行う者
- 申請先 各市町村の農業委員会
- 京都府HP <http://www.pref.kyoto.jp/farmland/>
- 京都府  
問合せ先 農林水産部経営支援・担い手育成課 075-414-4902  
山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 0774-21-3211  
南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 0771-22-0133  
中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 0773-62-2508  
丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 0772-62-4315

農地法 ご相談窓口		
市町村名	窓口	TEL
京都市	京都市農業委員会	075-222-4050
向日市	向日市農業委員会	075-931-1111
長岡京市	長岡京市農業委員会	075-955-9536
大山崎町	大山崎町農業委員会	075-956-2101
宇治市	宇治市農業委員会	0774-20-8754
城陽市	城陽市農業委員会	0774-56-4009
久御山町	久御山町農業委員会	075-631-9964
八幡市	八幡市農業委員会	075-983-5621
京田辺市	京田辺市農業委員会	0774-64-1368
井手町	井手町農業委員会	0774-82-6168
宇治田原町	宇治田原町農業委員会	0774-88-6638
木津川市	木津川市農業委員会	0774-75-1220
笠置町	笠置町農業委員会	0743-95-2301
和束町	和束町農業委員会	0774-78-3008
精華町	精華町農業委員会	0774-95-1903
南山城村	南山城村農業委員会	0743-93-0105
亀岡市	亀岡市農業委員会	0771-25-5059
南丹市	南丹市農業委員会	0771-68-0067
京丹波町	京丹波町農業委員会	0771-82-3822
福知山市	福知山市農業委員会	0773-24-7046
舞鶴市	舞鶴市農業委員会	0773-66-1023
綾部市	綾部市農業委員会	0773-42-4269
宮津市	宮津市農業委員会	0772-45-1645
京丹後市	京丹後市農業委員会	0772-69-0040
伊根町	伊根町農業委員会	0772-32-0505
与謝野町	与謝野町農業委員会	0772-43-9023



■ 対象	地域森林計画の対象民有林（保安林（※1）以外）の開発行為（林地の転用）		
	1ha超	1ha以下の一定規模以上 （※2）	その他 （左記以外）
■ 内容	森林法に基づく林地開発許可等手続	①京都府豊かな緑を守る条例に基づく開発の協議 ②伐採及び伐採後の造林の届出手続	伐採及び伐採後の造林の届出手続
■ 該当条項	森林法第10条の2	①京都府豊かな緑を守る条例第19条 ②森林法第10条の8	森林法第10条の8
■ 手続時期	開発行為を計画したとき	①開発行為を計画したとき ②伐採をしようとする日の30日前まで	伐採をしようとする日の30日前まで
■ 申請者等	開発行為をしようとする者	①開発行為をしようとする者 ②森林の木竹の使用又は収益を行う権原を有している者	森林の木竹の使用又は収益を行う権原を有している者
■ 対応窓口	次ページのとおり （対象森林が存する地域の府機関）	次ページのとおり （①対象森林が存する地域の府機関、②対象森林が存する市町村）	次ページのとおり （対象森林が存する市町村）
■ 京都府HP	（森林の立木を伐採するときの手続） <a href="https://www.pref.kyoto.jp/shinrinhozen/1162808604686.html">https://www.pref.kyoto.jp/shinrinhozen/1162808604686.html</a> （京都府豊かな緑を守る条例） <a href="http://www.pref.kyoto.jp/shinrinhozen/14100019.html">http://www.pref.kyoto.jp/shinrinhozen/14100019.html</a>		
■ 京都府問合せ先	農林水産部森の保全推進課 保全指導・保安林係 075-414-5021	農林水産部森の保全推進課 ①保全指導・保安林係 075-414-5021 ②企画・計画係 075-414-5016	農林水産部森の保全推進課 企画・計画係 075-414-5016
■ 備考	※1 計画地の対象森林に保安林が含まれる場合は、原則として保安林の開発はできません。やむを得ない場合は、保安林の伐採許可や解除等の手続が必要になりますので、次ページの対応窓口（対象森林が存する地域の府機関）に相談してください。 ※2 面積が1ha以下で1,000㎡超の行為（土石の採掘と土砂の搬入を除いては3,000㎡超の行為）は京都府豊かな緑を守る条例に基づく開発の協議が必要。		

## 森林に係る手続きの種類と相談窓口一覧（森林法、京都府豊かな緑を守る条例関係）

手続きの種類	・伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法第10条の8項）	・地域森林計画の区域の確認 ・保安林の規制に係る手続（森林法第34条） ・林地開発許可申請（森林法第10条の2項） ・森林開発行為の協議 （京都府豊かな緑を守る条例第19条）
京都	京都市産業観光局農林振興室林業振興課075-222-3346 京北農林業振興センター075-852-1817 向日市環境経済部産業振興課農政係 075-931-1111（代表） 長岡京市環境経済部農林振興課西山森林整備係 075-955-9687 大山崎町環境事業部経済環境課075-956-2101（代表）	京都府京都林務事務所 林務課 075-451-5724（森林計画） 治山課 075-451-5725（保安林・林地開発）
山城	宇治市産業地域振興部農林茶業課山林耕地係 0774-20-8723 城陽市まちづくり活性部農政課農業振興係0774-56-4005 八幡市環境経済部農業振興課075-983-2703 京田辺市経済環境部農政課農地活性係0774-64-1362 木津川市マチオモイ部農政課0774-75-1220 久御山町事業建設部産業課振興係0774-45-3914 井手町産業環境課0774-82-6168(直通) 宇治田原町産業観光課0774-88-6638 笠置町建設産業課農林係0743-95-2301（代表） 和束町農村振興課振興係0774-78-3008 精華町事業部産業振興課農業振興係0774-95-1903 南山城村産業観光課0743-93-0105(直通)	京都府山城広域振興局農林商工部（宇治総合庁舎） 森づくり振興課 林業振興係 0774-21-3450（森林計画） 森林保全係 0774-21-3087（保安林・林地開発）
南丹	亀岡市産業観光部農林振興課0771-25-5094 南丹市農林商工部農山村振興課0771-68-0012 各支所総務課八木支所0771-68-0020日吉支所0771-68-0030 美山支所総務課0771-68-0040 京丹波町産業振興課0771-82-3808	京都府南丹広域振興局農林商工部（亀岡総合庁舎） 森づくり振興課 林業振興係 0771-22-1017（森林計画） 森林保全係 0771-22-1019（保安林・林地開発）
中丹	福知山市産業政策部農林業振興課森林対策係 0773-24-7081 舞鶴市産業振興部農林課林業振興・有害鳥獣対策係 0773-66-1030 綾部市農林商工部農林課林業振興担当0773-42-4362	京都府中丹広域振興局農林商工部（舞鶴総合庁舎） 森づくり振興課 林業振興係 0773-62-2586（森林計画） 森林保全係 0773-62-4621（保安林・林地開発）
丹後	宮津市産業経済部農林水産課産業基盤係0772-45-1627 京丹後市農林整備課（大宮庁舎）0772-69-0430 伊根町地域整備課0772-32-0505 与謝野町農林課(加悦庁舎)林業水産係0772-43-9023	京都府丹後広域振興局農林商工部（峰山総合庁舎） 森づくり振興課 林業振興係 0772-62-4306（森林計画） 森林保全係 0772-62-4317（保安林・林地開発）

- 条例名 京都府「災害からの安全な京都づくり条例」
- 内容 府管理河川の流域で行う1ha以上の開発行為に伴う雨水流出量の増加により、下流地域において浸水被害が発生するおそれがある場合に、技術的基準に適合した調整池の設置や適正な管理を実施すること等を義務付け
- 該当条項 第17条、第18条
- HP <https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/jyorei.html>
- 問合せ先 危機管理部災害対策課 075-414-4475

■対象	京都府内の周知の埋蔵文化財包蔵地内で民間企業・個人等が土木工事・建築工事等を行う場合
■内容	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出
■該当条項	第93条
■届出期限	工事着工の60日前まで ※ただし、工事内容により取扱いが異なりますので、事前の協議が必要です。
■届出先	京都府教育委員会教育長
■届出・協議窓口	各市町村の文化財保護法主管課
■京都府HP	<a href="http://www.kyoto-be.ne.jp/bunkazai/cms/?page_id=240">http://www.kyoto-be.ne.jp/bunkazai/cms/?page_id=240</a> ※埋蔵文化財包蔵地に該当するかは以下のページで調べることができます。 (「文化財」-「遺跡マップ」を選択してください) <a href="https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Portal">https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Portal</a>
■京都府問合せ先	京都府教育庁指導部文化財保護課 075-414-5903

■対象	京都府内の国指定史跡名勝天然記念物に対し現状変更を行う場合、もしくは指定地内外(地域を定めない天然記念物を含む)で保存に影響を及ぼす行為を行う場合
■内容	文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物現状変更許可申請
■該当条項	第125条
■届出期限	概ね工事着工の2か月前 ※ただし、工事内容により取扱いが異なりますので、事前の協議が必要です。 ※工事内容によっては許可されない場合があります。
■申請先	文化庁長官
■届出・協議窓口	各市町村の文化財保護法主管課
■京都府 問合せ先	京都府教育庁指導部文化財保護課 075-414-5903

■対象	京都府内の国選定重要文化的景観に対する現状変更、もしくは保存に影響を与える行為
■内容	文化財保護法に基づく重要文化的景観に対する現状変更、もしくは保存に影響を与える行為に関する届出
■該当条項	第139条
■届出期限	工事着工の30日前 ※ただし、工事内容により取扱いが異なりますので、事前の協議が必要です。 ※工事内容によっては文化庁から指導・助言もしくは勧告がなされます。
■申請先	文化庁長官
■届出・協議窓口	各市町村の文化財保護法主管課
■京都府 問合せ先	京都府教育庁指導部文化財保護課 075-414-5903

※各市町村の文化財保護法主管課については、次ページの一覧のとおりです。

## 文化財保護法ご相談窓口(各市町村の文化財保護法主管課)

市町村名	窓口	TEL
京都市	文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課	075-366-1498
向日市	文化財調査事務所	075-931-9901
長岡京市	教育委員会 生涯学習課 生涯学習・文化財係	075-954-3557
大山崎町	教育委員会 生涯学習課	075-956-2101
宇治市	都市整備部 歴史まちづくり推進課	0774-21-1602
城陽市	教育委員会 文化・スポーツ推進課	0774-56-4049
久御山町	教育委員会 社会教育課	075-631-9980
八幡市	教育委員会 文化財保護課	075-972-2580
京田辺市	京田辺市市民部 文化・スポーツ振興課	0774-64-1300
井手町	教育委員会 社会教育課	0774-82-5700
宇治田原町	教育委員会 社会教育課	0774-88-6613
木津川市	教育部 文化財保護課	0774-75-1232
笠置町	相楽東部広域連合教育委員会 生涯学習課	0774-78-4335
和束町		
精華町	教育部 生涯学習課	0774-95-1907
南山城村	相楽東部広域連合教育委員会 生涯学習課	0774-78-4335
亀岡市	教育委員会 歴史文化財課	0771-25-5068
南丹市	教育委員会 社会教育課	0771-68-0057
京丹波町	教育委員会 社会教育課	0771-84-0028
福知山市	地域振興部 文化・スポーツ振興課	0773-24-7065
舞鶴市	市民文化環境部 地域づくり・文化スポーツ室 文化振興課	0773-66-1019
綾部市	綾部市資料館	0773-43-1366
宮津市	教育委員会事務局 社会教育課 社会教育係	0772-45-1642
京丹後市	教育委員会事務局 文化財保護課	0772-69-0640
伊根町	教育委員会事務局 社会教育文化財保護係	0772-32-0718
与謝野町	教育委員会事務局 社会教育課	0772-43-9026

京都府問合せ先: 京都府教育庁指導部文化財保護課 075-414-5903

## 市町村別関連条例・規制等

市町村名	関連条例・規制等	参考URL
京都市	太陽光パネルの景観に関する運用基準	<a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281390.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281390.html</a>
	京都市風致地区条例	<a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281712.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281712.html</a>
	京都市市街地景観整備条例	<a href="https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG00000748.html">https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG00000748.html</a>
	風致景観の保全	<a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281780.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281780.html</a>
	京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	<a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000270188.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000270188.html</a>
向日市	向日市都市計画	<a href="https://www.city.muko.kyoto.jp/kurashi/soshiki/kensetsu/3/index.html">https://www.city.muko.kyoto.jp/kurashi/soshiki/kensetsu/3/index.html</a>
長岡京市	長岡京市景観計画	<a href="http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/cmsfiles/contents/0000008/8337/keikankeikaku.pdf">http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/cmsfiles/contents/0000008/8337/keikankeikaku.pdf</a>
	長岡京市まちづくり条例	<a href="http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/html/reiki/reiki_honbun/b400RG00000264.html">http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/html/reiki/reiki_honbun/b400RG00000264.html</a>
大山崎町	大山崎町都市計画	<a href="http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp/annai/kensetsuka/to-shikeikakukakari/cityplan/toshikeikaku/index.html">http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp/annai/kensetsuka/to-shikeikakukakari/cityplan/toshikeikaku/index.html</a>
宇治市	-	-
城陽市	城陽市環境基本条例	<a href="https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000000674.html">https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000000674.html</a>
	城陽市東部丘陵地まちづくり条例及び同条例施行規則	<a href="http://www.city.joyo.kyoto.jp/0000000885.html">http://www.city.joyo.kyoto.jp/0000000885.html</a>
	城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例	<a href="https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000001335.html">https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000001335.html</a>
久御山町	久御山町建築条例等	<a href="https://www.town.kumiyama.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&amp;frmId=1321">https://www.town.kumiyama.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&amp;frmId=1321</a>
八幡市	八幡市開発指導要綱	<a href="https://www.city.yawata.kyoto.jp/0000002869.html">https://www.city.yawata.kyoto.jp/0000002869.html</a>
	八幡市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採取事業の規制に関する条例	<a href="https://www.city.yawata.kyoto.jp/reiki/H409901010015/H409901010015.html">https://www.city.yawata.kyoto.jp/reiki/H409901010015/H409901010015.html</a>
	八幡市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採取事業の規制に関する条例施行規則	<a href="https://www.city.yawata.kyoto.jp/reiki/H409902100011/H409902100011.html">https://www.city.yawata.kyoto.jp/reiki/H409902100011/H409902100011.html</a>
	八幡市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例	<a href="https://www.city.yawata.kyoto.jp/0000005967.html">https://www.city.yawata.kyoto.jp/0000005967.html</a>
	八幡市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則	<a href="https://www.city.yawata.kyoto.jp/cmsfiles/contents/0000005/5967/kisoku.pdf">https://www.city.yawata.kyoto.jp/cmsfiles/contents/0000005/5967/kisoku.pdf</a>
京田辺市	京田辺市都市計画	<a href="https://www.kyotanabe.jp/0000005891.html">https://www.kyotanabe.jp/0000005891.html</a>
	京田辺市土採取の規制に関する条例	<a href="http://www.kyotanabe.jp/reiki/reiki_honbun/k113RG00001463.html">http://www.kyotanabe.jp/reiki/reiki_honbun/k113RG00001463.html</a>
	京田辺市土採取の規制に関する条例施行規則	<a href="http://www.kyotanabe.jp/reiki/reiki_honbun/k113RG00001496.html">http://www.kyotanabe.jp/reiki/reiki_honbun/k113RG00001496.html</a>
	京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	<a href="http://www.kyotanabe.jp/reiki/reiki_honbun/k113RG00001464.html">http://www.kyotanabe.jp/reiki/reiki_honbun/k113RG00001464.html</a>
	京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則	<a href="http://www.kyotanabe.jp/reiki/reiki_honbun/k113RG00001497.html">http://www.kyotanabe.jp/reiki/reiki_honbun/k113RG00001497.html</a>
井手町	井手町都市計画等	<a href="http://www.town.ide.kyoto.jp/business_sangyo/kensetsu/1394518476254.html">http://www.town.ide.kyoto.jp/business_sangyo/kensetsu/1394518476254.html</a>
	井手町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	<a href="http://www.town.ide.kyoto.jp/reiki_int/reiki_honbun/k116RG00000386.html">http://www.town.ide.kyoto.jp/reiki_int/reiki_honbun/k116RG00000386.html</a>
宇治田原町	宇治田原町都市計画等	<a href="http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/0000000204.html">http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/0000000204.html</a>
	宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	<a href="http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/reiki/reiki/reiki_honbun/k117RG00000415.html">http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/reiki/reiki/reiki_honbun/k117RG00000415.html</a>

## 市町村別関連条例・規制等

市町村名	関連条例・規制等	参考URL
木津川市	木津川市都市計画	<a href="https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/9,0,48,196.html">https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/9,0,48,196.html</a>
	木津川市における太陽光発電設備に関する条例	<a href="https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/9,42531,48,197.html">https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/9,42531,48,197.html</a>
笠置町	開発行為など	<a href="https://www.town.kasagi.lg.jp/contents_detail.php?co=ka&amp;frmId=41">https://www.town.kasagi.lg.jp/contents_detail.php?co=ka&amp;frmId=41</a>
和束町	和束町景観計画	<a href="https://www.town.wazuka.lg.jp/choseijoho/keikaku_shisaku/sangyo_toshi_kotsu/1548.html">https://www.town.wazuka.lg.jp/choseijoho/keikaku_shisaku/sangyo_toshi_kotsu/1548.html</a>
	和束町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積等の規制に関する条例	<a href="https://www.town.wazuka.lg.jp/section/reiki/reiki_honbun/k122RG00000336.html">https://www.town.wazuka.lg.jp/section/reiki/reiki_honbun/k122RG00000336.html</a>
精華町	精華町都市計画	<a href="https://www.town.seika.kyoto.jp/chosei/koso/4/index.html">https://www.town.seika.kyoto.jp/chosei/koso/4/index.html</a>
南山城村	南山城村太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例	<a href="http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/cmsfiles/contents/0000001/1944/zyorei.pdf">http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/cmsfiles/contents/0000001/1944/zyorei.pdf</a>
	南山城村太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則	<a href="http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/cmsfiles/contents/0000001/1944/kisoku.pdf">http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/cmsfiles/contents/0000001/1944/kisoku.pdf</a>
	南山城村土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積等の規制に関する条例	<a href="http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/contents_detail.php?frmId=91">http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/contents_detail.php?frmId=91</a>
亀岡市	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例	<a href="http://www.city.kameoka.kyoto.jp/reiki_int/reiki_honbun/k108RG00000508.html">http://www.city.kameoka.kyoto.jp/reiki_int/reiki_honbun/k108RG00000508.html</a>
	亀岡市景観計画	<a href="http://www.city.kameoka.kyoto.jp/keikan/sangyo/kenchiku/kekan/keikankeikaku.html">http://www.city.kameoka.kyoto.jp/keikan/sangyo/kenchiku/kekan/keikankeikaku.html</a>
	亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例	<a href="https://www.city.kameoka.kyoto.jp/kankyousoumu/taiyokou.html">https://www.city.kameoka.kyoto.jp/kankyousoumu/taiyokou.html</a>
	亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例施行規則	<a href="http://www.city.kameoka.kyoto.jp/reiki_int/reiki_honbun/k108RG00001345.html">http://www.city.kameoka.kyoto.jp/reiki_int/reiki_honbun/k108RG00001345.html</a>
南丹市	南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例	<a href="https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/town/126/010/000/index_72961.html">https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/town/126/010/000/index_72961.html</a>
	南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	<a href="https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/town/126/007/000/index_72422.html">https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/town/126/007/000/index_72422.html</a>
	南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例	<a href="https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/town/126/007/000/index_72431.html">https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/town/126/007/000/index_72431.html</a>
	南丹市景観条例	<a href="https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/gove/135/007/000/index_12732.html">https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/gove/135/007/000/index_12732.html</a>
宮津市	宮津市景観条例	<a href="https://www.city.miyazu.kyoto.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/k107RG00000882.html?id=j9_k1_g1">https://www.city.miyazu.kyoto.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/k107RG00000882.html?id=j9_k1_g1</a>
	宮津市景観条例施行規則	<a href="https://www.city.miyazu.kyoto.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/k107RG00000885.html">https://www.city.miyazu.kyoto.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/k107RG00000885.html</a>

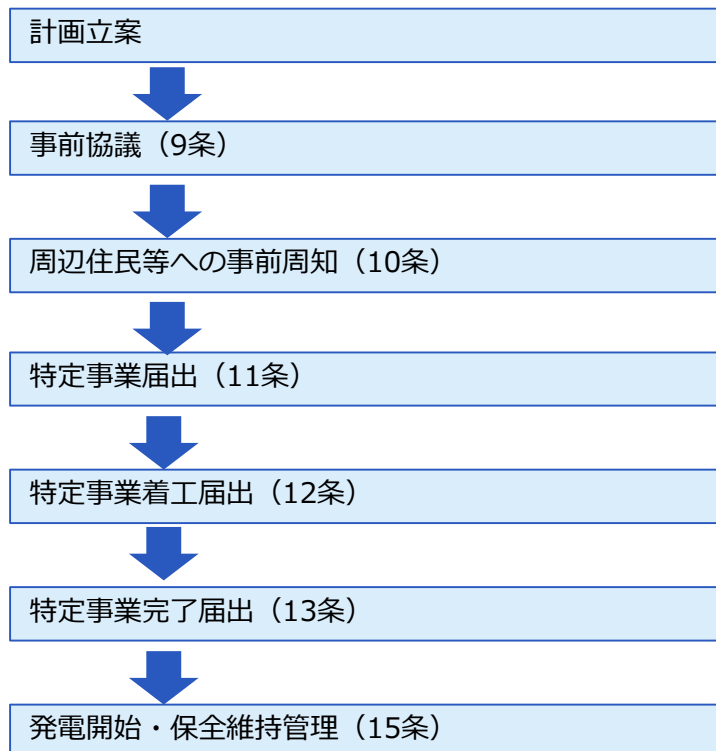
## 市町村別関連条例・規制等

市町村名	関連条例・規制等	参考URL
京丹波町	京丹波町都市計画区域内における宅地開発等に関する指導要綱	<a href="http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r244RG00000438.html">http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r244RG00000438.html</a>
	京丹波町都市計画区域内における宅地開発等に関する指導要綱施行細則	<a href="http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r244RG00000439.html">http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r244RG00000439.html</a>
	京丹波町の環境保全等に関する条例	<a href="http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r244RG00000340.html">http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r244RG00000340.html</a>
	京丹波町の環境保全等に関する条例施行規則	<a href="http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r244RG00000341.html">http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r244RG00000341.html</a>
	京丹波町太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例	<a href="http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/0000006490.html">http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/0000006490.html</a>
福知山市	福知山市再生可能エネルギー活用プラン	<a href="https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/25/16016.html">https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/25/16016.html</a>
	福知山市開発行為に関する指導要綱	<a href="https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/30/2223.html">https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/30/2223.html</a>
	福知山市景観計画	<a href="https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/30/2290.html">https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/30/2290.html</a>
舞鶴市	舞鶴市都市計画	<a href="https://www.city.maizuru.kyoto.jp/soshiki/8-3-0-0-0_4.html">https://www.city.maizuru.kyoto.jp/soshiki/8-3-0-0-0_4.html</a>
綾部市	綾部市工作物の設置等のための造成行為に関する指導要綱	<a href="https://www.city.ayabe.lg.jp/toshikeikaku/machi/kenchiku/kaihatsu/zouseiql.html">https://www.city.ayabe.lg.jp/toshikeikaku/machi/kenchiku/kaihatsu/zouseiql.html</a>
京丹後市	京丹後市開発等に関する条例	<a href="https://www1.g-reiki.net/city.kyotango/reiki_honbun/r025RG00000380.html">https://www1.g-reiki.net/city.kyotango/reiki_honbun/r025RG00000380.html</a>
	京丹後市開発等に関する条例施行規則	<a href="https://www1.g-reiki.net/city.kyotango/reiki_honbun/r025RG00000381.html">https://www1.g-reiki.net/city.kyotango/reiki_honbun/r025RG00000381.html</a>
	京丹後市開発指導基準	<a href="https://www1.g-reiki.net/city.kyotango/reiki_honbun/r025RG00001151.html">https://www1.g-reiki.net/city.kyotango/reiki_honbun/r025RG00001151.html</a>
	京丹後市住民協定景観形成条例	<a href="https://www1.g-reiki.net/city.kyotango/reiki_honbun/r025RG00000382.html">https://www1.g-reiki.net/city.kyotango/reiki_honbun/r025RG00000382.html</a>
	京丹後市住民協定景観形成条例施行規則	<a href="https://www1.g-reiki.net/city.kyotango/reiki_honbun/r025RG00000383.html">https://www1.g-reiki.net/city.kyotango/reiki_honbun/r025RG00000383.html</a>
伊根町	伊根町景観条例	<a href="http://www.town.ine.kyoto.jp/section/reiki/H428901010018/H428901010018.html">http://www.town.ine.kyoto.jp/section/reiki/H428901010018/H428901010018.html</a>
	伊根町景観条例施行規則	<a href="http://www.town.ine.kyoto.jp/section/reiki/H429902100001/H429902100001.html">http://www.town.ine.kyoto.jp/section/reiki/H429902100001/H429902100001.html</a>
	伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例	<a href="http://www.town.ine.kyoto.jp/section/reiki/H415901010019/H415901010019.html">http://www.town.ine.kyoto.jp/section/reiki/H415901010019/H415901010019.html</a>
	伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則	<a href="http://www.town.ine.kyoto.jp/section/reiki/H415902100003/H415902100003.html">http://www.town.ine.kyoto.jp/section/reiki/H415902100003/H415902100003.html</a>
与謝野町	与謝野町都市計画	<a href="http://www.town-yosano.jp/wwwg/info/detail.jsp?common_id=858">http://www.town-yosano.jp/wwwg/info/detail.jsp?common_id=858</a>



- 条例名 「八幡市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」
- 目的 太陽光発電設備の設置が自然環境・景観および生活環境等や災害の防止に及ぼす影響に鑑み、その設置に関して必要な規制等を行うことにより、市民の生命および財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全し、公共の福祉に寄与することを目的
- 届出対象 太陽光発電設備を設置する事業区域の面積が500平方メートル以上の事業（建築物の屋上等に設置するものは除く）
- 施行日 令和元年12月25日
- HP <https://www.city.yawata.kyoto.jp/0000005967.html>
- 問合せ先 八幡市役所都市整備部都市整備課 075-983-5049

■ 事務手続き等



- 名称 「木津川市における太陽光発電設備に関する条例」
- 目的 太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、無秩序な太陽光発電設備の設置の抑制を図り、良好な生活環境を保全し、及び安全かつ安心な生活を確保すること
- 適用範囲 太陽光発電設備の設置（切土、盛土及び埋土等の造成行為を含む。）及び当該設備による発電を行う事業  
ただし、次の2つの事業は条例の適用除外  
・発電出力が50キロワット未満かつ事業区域の面積が500平方メートル未満の太陽光発電設備を設置する事業  
・建築物に太陽光発電設備を設置する事業
- 施行日 令和2年7月15日
- 届出期限 事業者は、事業を施行しようとするときは、事業に着手しようとする日の60日前までに、市長への届出と同意の申請が必要
- 届出先 建設部都市計画課
- HP <https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/9,42531,48,197,html>
- 備考 事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、市長は事業の施行に同意しないものとする。  
ただし、発電出力が50キロワット以上かつ事業区域の面積が500平方メートル未満の事業にあっては、この限りでない。
- 抑制区域は、以下のとおり
- ・第6条第1号及び第2号に示す区域
  - ・地すべり防止区域
  - ・急傾斜地崩壊危険区域
  - ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - ・河川区域及び河川保全区域
  - ・文化財の所在する区域
  - ・京都府自然環境保全区域及び京都府歴史的な自然環境保全区域
  - ・規則で定める区域（第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域）
- 問合せ先 建設部都市計画課開発指導係 0774-75-1222

- 条例名 「南山城村太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」
- 目的 太陽光発電設備の設置が防災上並びに自然環境、生活環境及び景観（以下「自然環境」という。）に及ぼす影響に鑑み、その設置に関して必要な規制等を行うことにより、村民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境を保全し、もって公共の福祉に寄与することを目的
- 適用範囲 太陽光発電設備を設置(太陽光発電設備の設置に伴う木竹の伐採及び切土、埋土等の造成工事を含む。以下同じ。)する事業(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。以下「事業」という。)のうち、次のいずれかに該当するものをいう。  
 ア 事業の用に供する土地の区域(以下「事業区域」という。)の面積が1,000平方メートルを超えるもの(1,000平方メートル以下の土地における事業であっても、その事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を実施する日前に事業が実施され、若しくは施工中の場合においては、当該事業の事業区域と既に実施され、若しくは施工中の事業区域との面積を合算して1,000平方メートルを超えるものを含む。)  
 イ 事業区域内における高低差が13メートルを超えるもの  
 ウ 発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備を設置するもの  
 エ 支柱型太陽光発電設備を設置するもの
- 施行日 令和2年7月1日
- 届出先 村長
- HP [http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/contents\\_detail.php?co=cat&frmId=2046&frmCd=13-4-0-0-0](http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=2046&frmCd=13-4-0-0-0)
- 備考 設置行為者は、対象行為をしようとするときは、この条例のほか、砂防法、森林法、農地法（昭和27年法律第229号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）、景観法（平成16年法律第110号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）その他法令に基づく手続きについて、事前に各法令所管庁に確認を行うものとする。
- 問合せ先 南山城村役場総務課 0743-93-0102

- 条例名 「亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」
- 目的 太陽光発電設備の設置が防災上並びに自然環境、生活環境及び景観に及ぼす影響に鑑み、その設備に関して適正な設置、維持管理及び用途廃止後の有効な跡地利用を促進し、もって市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全し、公共の福祉に寄与することを目的とする。
- 主な内容
- ・ 災害の防止、自然環境・景観保護等の観点から事業禁止区域を設定
  - ・ 事業禁止区域外における太陽光発電設備の設置(建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く)で、一定以上の規模のもの、設置場所の傾斜や高低差が大きいものについて、事前協議と許可を受けることを義務化
  - ・ 周辺住民などへの事前周知及び地元団体等からの意見聴取を義務化
  - ・ 災害の防止、自然環境等の保全のため、発電設備及び事業区域の保全を義務化
  - ・ 廃止並びに廃止後の適正な跡地利用について、事業廃止の届出を義務化
  - ・ 施設への立入調査や勧告、命令に従わない事業者の氏名公表
- 施行日 令和元年7月1日
- HP <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/kankyousoumu/taiyoukou.html>
- 問合せ先 環境市民部環境政策課環境保全係 0771-25-5024
- 備考 下記の区域では設置を禁止
- ・ 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域
  - ・ 地すべり防止区域
  - ・ 急傾斜地崩壊危険区域
  - ・ 国定公園及び都道府県立自然公園の区域
  - ・ 都市計画公園、緑地の未供用区域（国又は地方公共団体等所有地除く）
  - ・ 湯の花温泉景観形成地区及び自然景観形成地区
  - ・ 市街化区域内  
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域その他市街化調整区域等において住居地域を形成している区域で別途定めるもの
  - ・ 商業地域、近隣商業地域

- 名称 「京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例」
- 目的 太陽光発電施設の適正な設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と京丹波町の環境の保全に寄与することを目的とする。
- 適用範囲 太陽光発電施設の出力の合計が10キロワット以上のもの
- 施行日 令和3年4月1日
- 届出期限 事業着手の30日前までに届出（届出までに事前協議、住民説明必要）
- 届出先 町長  
（受付窓口 京丹波町役場 本庁住民課、瑞穂支所、和知支所）
- HP <http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/0000006490.html>
- 備考
  - ・京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例施行規則もあり
  - ・施行日前に事業着手（土地の造成等着工）された施設については、「京丹波町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」による
- 問合せ先 京丹波町役場 住民課 0771-82-3803  
瑞穂支所 0771-86-0150  
和知支所 0771-84-0200

- 条例名 「南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例」
- 目的 太陽光発電施設が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本市の環境の保全に寄与することを目的
- 届出対象 市内において、太陽光発電施設の設置を行う事業(当該施設の設置に伴う木竹の伐採又は切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。)であって、出力の合計が10キロワット以上のもの(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となる場合を含む。)
- 施行日 令和2年1月1日
- H P [https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/town/126/010/000/index\\_72961.html](https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/town/126/010/000/index_72961.html)
- 問い合わせ先 南丹市市民部環境課 0771-68-0085
- 備考 管理者等の情報の掲示、維持管理及び廃止の届出については、太陽光発電事業に着手した時期にかかわらず、本条例の適用とするもの。